（ここには本局が受付時に
バーコードを貼付）

特許出願審査請求書

（本請求書の書式、順番は勝手に変更しないこと。※記号の部分は記入しないこと）

【出願番号】　　【事由】24704　　【事務所または出願人の案件番号】（不記入でも可）

一、発明の名称

二、出願人（計　　人）（複数の出願人の場合、この欄を完全に複製した後順番通りご記入。氏名または名称の欄は身分種類によりご記入。

記入しない部分はご自分で削除可）

（第1出願人）　□特許出願人　□非特許出願人

【国　　籍】　　□中華民国　　□大陸地区（□大陸、□香港、□澳門）

□外国籍：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【主体資格】　　□自然人　　□法人、会社、機関、学校

【ID】

【氏名】　姓氏：　　名前：

Family name:　　Given name:　　（署名または捺印）

【名称】　（中文）

（英文）　　（署名または捺印）

【代表者】（中文）

（英文）　　（署名または捺印）

【住所】　（中文）

（英文）

□ここに印を付けたら出願人は送達の宛先人となります。

【連絡電話及び内線】

【ファックス】

【E-MAIL】

◎弁理士 **(複数の弁理士の場合、この欄を完全に複製した後順番通りご記入)**

【ID】

【氏名】姓氏: **名前:** **(署名または捺印)**

【証書記号番号】

【住所】

【連絡電話及び内線】

【ファックス】

【E-MAIL】

三、明細書の頁数、クレーム項数及び手数料

明細書(　)頁、図式(　)頁、合計(　　)頁。

特許請求の範囲のクレーム合計(　　)項。

手数料合計新台湾元　　元なり。

1．98年12月31日以前に提出した特許出願案の出願審査請求は、特許明細書と図式が合計で50頁以下の場合、1件当たり新台湾元8000元、50頁を超える場合、50頁毎に新台湾元500元加算し、50頁未満であっても50頁として計算します。

2．99年1月1日以降に提出した特許出願案の出願審査請求は、特許明細書と図式が合計で50頁以下、且つ特許請求の範囲の請求項が合計で10項以内の場合、1件当たり新台湾元7000元、請求項が10項を超える場合、1項毎に新台湾元800元加算し、明細書と図式が50頁を超える場合、50頁毎に新台湾元500元加算し、50頁未満であっても50頁として計算します。(訂正バージョンがある場合、訂正後の請求項数により審査請求料を計算。)

四、添付書類

□1．生物材料生存証明文書の正本1部

□2．特許法第49条に基づき訂正、補充した場合、下記のものを提出要。

□補正後の線引きなしの一式揃った明細書と図式(電子提出)

□補正部分の線引き付けの明細書の訂正頁1式2部

□補正部分の線引きなしの明細書または図式の差し替え頁1式3部

□補正による元の明細書または図式が不連続になる場合、補正後の一式揃った明細書または図式を添付要。

□3．その他